

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 4 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長

厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する医療法上の
臨時的な取扱いについて

病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについては、「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 15 日付け厚生労働省医政局長通知）等に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の患者等が増加している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて、下記のとおり定めましたので、御了知されるとともに、貴管下の関係医療機関等に周知方お願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる患者であって、医師の判断によりエックス線装置における撮影が必要と判断され、かつ、エックス線診療室への移動が必ずしも適切ではない患者に対して、移動型透視用エックス線装置、携帯型透視用エックス線装置及び移動型 CT エックス線を除く移動型エックス線装置又は携帯型エックス線装置を移動して使用する場合は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 30 条の 14 に規定する「特別の理由により移動して使用する場合」に該当すること。

なお、この場合においては、必要に応じて一時的に管理区域を設け、規則第 30 条の 16 に定める管理区域の基準を満たし、管理区域の設定に係る記録を行うこと。